

日本農業市場学会研究助成規程

1. 日本農業市場学会は、農業・食料に関わる諸市場を対象とした優れた研究に助成することにより、本学会の将来を担う若手研究者を育成することを目的として研究助成事業を行う。
2. 研究助成の原資は学会が学会賞のために設けた基金と寄付金による。
3. 研究助成に申請できる者は、募集年度の4月1日時点で、博士の学位を取得していない大学院生等、あるいは博士の学位取得後8年未満（常勤の教育者・研究者であっても研究経費を持たない者を含む）の日本農業市場学会会員で2年以上会員資格を有したものに限られる。
4. 助成対象となる研究は、単独または共同とするが、共同研究の場合、助成対象者は研究代表者とする。また、共同研究者の年齢制限は、単独の場合と同様とする。
5. 助成額は1研究課題20万円以内とし、毎年2件程度とする。
6. 助成希望者は、学会事務局に研究助成申請書を請求し、必要事項を記載のうえ別に定める期日までに学会長あて申請する。
7. 会長の下に研究助成選考委員会（以下、委員会と呼ぶ）を設ける。委員会は申請書類の審査を行ったうえで助成対象候補者を決定する。
8. 委員会の委員の数は5名以内（副会長から1名選出）とし、会長が指名する。委員長は副会長が担当する。委員長以外の委員名は原則非公開とする。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
9. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した委員は、出席とみなす。
10. 委員会の委員長は審議経過及びその結果について会長に報告する。会長は委員会報告を理事会に諮り、それぞれの案件で出席理事の過半数の賛成を得た者を研究助成者として決定し、当人にすみやかに通知する。
11. 助成決定者は、定められた期日までに学会事務局に研究助成実績報告書を提出し、報告書提出後6カ月以内に研究成果の全部または一部を学会誌「農業市場研究」に論文（報告論文は除く）として投稿しなければならない。これが遵守されない場合には、助成金の返済を求められることがある。
12. 掲載された論文の末尾には必ず研究助成を受けた旨の記載を行うものとする。
13. 助成決定後、都合により研究を中止する場合には、別に定める中止届を学会事務局に提出し、了承を得なければならない。その場合、助成金は原則として全額返済するものとする。
14. 研究助成事業に関係する全ての事務は、企画委員会から選出される研究助成担当委員が行う。
15. この規程に定めるもののほか、規程の実施に関し必要な事項は別に定める。
16. この規程の改廃は理事会において行い、総会に報告する。

2006年6月30日制定

2019年11月18日改定